

◎二十三番（三瓶正栄君） 県民連合議員会の三瓶正栄であります。

新しい年号の令和になってから一年余り、令和元年の十月には台風第十九号並びに大雨による阿武隈川の氾濫、そして今年の七月には熊本県南部豪雨によって球磨川が決壊氾濫、続いて大雨によって山形県最上川が氾濫し、この自然災害では多くの犠牲者や被災者があり、哀悼とお見舞いを申し上げます。

さらに、この甚大な自然災害に加え、今年に入ってから人類史上未曾有の新型コロナウイルスが地球規模で蔓延し、全ての政策立案から事業実施に至るまで、この問題、対策を抜きにして考えることはできません。分数問題に例えれば、全ての分母に新型コロナウイルスがあり、分子に全ての事案が乗るような形で考えなければならないのであります。

今まさに人類は新型コロナウイルスという未知との遭遇をしておりますが、この新型コロナウイルス感染症対策について、人間の英知と勇断をもって新たな未知への挑戦も始まっていることは確かであります。免疫検査員や医師など感染症対策に関係する多くの方々に敬意とエールを送りながら、一日も早い感染症の終息を願い、以下質問に入ります。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

まず、新しい生活様式の定着についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、人々の生活様式は様々な形に変化してきており、県は先月から県内のテレビやラジオ番組においてその在り方の周知徹底を図っているところであります。

日常生活の必須な感染防止対策は、一つ、人との距離を取ること、二つ、マスクを着用すること、三つ、手洗いを徹底することを基本とし、社会生活においては、密閉、密集、密接のいわゆる三密を避けるようにすることであり、そのため職場環境はもとより、地域社会の年中行事や冠婚葬祭な

どの在り方や方法にも大きな影響を与えることになっていくのは確かであり  
ます。

県は、二〇二一年度を初年度とする次期総合計画について、策定期を当初  
予定していた今年の十二月から来年の九月に延期する方針を固めたよう  
であります。この計画の中で感染防止対策について県民の生活の基本と  
なる平常時と緊急時の在り方も検討が必要と考えます。

平常時というのは、感染防止対策のための新しい生活様式の在り方であり、  
緊急時というのは、自然災害等により避難生活を余儀なくされた場合、感  
染防止対策のため、今までの避難場所そのものの在り方です。加え  
て、県民に分かりやすいそのガイドラインも作成し、新しい生活様式の在  
り方などの周知徹底を図ることも肝要と考えております。

そこで、知事は新しい生活様式の定着に向けどのように取り組んでいくの  
かお尋ねをいたします。

次に、新しい生活様式に対応した働き方支援についてであります。  
昨年四月に時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得促進、勤務間イン  
ターバルの努力義務化などを定めた働き方改革関連法が施行され、これま  
で県内の各事業所も様々な工夫を凝らしながら対応してきたところであり  
ます。

このような中、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、オンラ  
イン勤務や時差出勤、勤務時間の短縮など、新しい生活様式に対応した多  
様な働き方が求められております。

そこで、県は新しい生活様式に対応した県内企業の働き方改革をどのよう  
に支援していくのかお尋ねをいたします。

次に、医師の確保についてであります。

この五月に緊急事態宣言が解除になった後、国内の新型コロナウイルスの

感染者数が増加し、本県でも第二波が到来する状況となりました。今後のさらなる感染拡大に備えるためには、まずその有無を調べるPCR検査体制を確立し、さらには県内の感染者受入れ医療機関の体制づくりが急務と考えております。

新型コロナウイルス対策は、当然通常業務と並行して講じなくてはならず、今後感染拡大が継続した場合、医師の負担が深刻化し、地域医療提供体制の維持にまで影響が及ぶことが懸念されることから、地域医療提供体制を守っていくためにも医師の確保は重要と考えます。

そこで、県は医師の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

次に、医療機関の機器整備についてであります。

県は、七月九日に感染状況の局面に応じ病床確保数を段階的に引き上げていく新たな病床確保計画を示しております。病床を確保する医療機関に対しては、受入れ患者の重症化防止や感染防止を図るため、人工呼吸器や人工心肺装置などの医療機器が確実に整備される必要があると考えます。

そこで、県は感染者等の受入れ病床を確保する医療機関の機器整備をどのように支援していくのかお尋ねをいたします。

次に、県産農林水産物の販売促進についてであります。

感染拡大により、県内の農産物や水産物の需要が減少し、生産者は厳しい環境に置かれております。緊急事態宣言中の学級閉鎖による学校給食の停止や飲食業の休業並びに営業時間の短縮などにより、精魂込めて育てた農産物や水揚げした水産物などの需要が激減し、飲食店等は知恵を絞りながらテイクアウトや宅配事業などによりその生活を支えているところであります。

また、緊急事態宣言が解除になった現在でも、ホテルなどの宿泊施設や飲

食店での外食利用が落ち込んでいることによって、県産農林水産物の需要が減少しております。

そこで、県は県産農林水産物の販売促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

次に、公立小中学校における学習の遅れについてであります。

感染拡大により、この春先から小中学校が臨時休校となったため、新学期から始まる予定だった進級学年の学習内容の遅れが懸念されております。県教育委員会が中学校三年生を対象に六月に行った授業の進捗状況や今後の学習計画などについてのアンケート調査では、「例年より一か月程度遅れている状況」が六七・六％、「例年と変わらない」が二五・二％、「例年より二、三か月遅れている状況」が七・二％でありました。

このことは、各小中学校間において学習状況に差が生じているのではと推察しております。この夏休みやこれからの冬休みの短縮などによってどれぐらいその遅れを取り戻せるのか、学校の教育現場での確で慎重な状況把握とともに、学習の遅れに対する具体的な取組が重要であると考えます。そこで、県教育委員会は公立小中学校における学習の遅れにどのように対応していくのかお尋ねをいたします。

次に、高校入試の在り方についてであります。

中学三年生は、高校受験があります。臨時休校による学習の遅れによって、高校受験に対して、生徒はもちろんのこと、保護者の方々も不安と心配が募っているのが現状と推察しております。

そこで、県教育委員会は令和三年度県立高等学校入学者選抜をどのような方針で実施するのかお尋ねをいたします。

次に、行政のデジタル化の推進についてであります。

県は、平成十三年度からの第一期情報化推進計画の策定以降、情報化の推

進について様々な施策に取り組んできたところであります。民間企業等においては、時代に即した新たな働き方として、時差出勤、リモートワーク、ペーパーレス、印鑑レスなど、非対面、非接触型の業務などに取り組んでおり、国や地方自治体においてもその対応が急務と考えております。

このことについては、県内の市町村も重要な課題と認識しておりますが、厳しい財政状況や人員削減等の取組を進めてきている市町村の現状を鑑みれば、その推進のためには県の積極的な支援が不可欠であると考えております。

そこで、県は行政のデジタル化を推進するため、市町村をどのように支援していくのかお尋ねをいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの開催についてであります。

東京オリンピック・パラリンピックは、感染拡大によって一年延期されました。七月に共同通信社が実施した世論調査では、「中止」が三三・七%を占めておりましたが、一方では「来夏開催」と「再延期」を合わせると六〇・三%になり、大会開催自体には一定の支持を得ております。

現時点において、福島市の県営あづま球場で実施されるソフトボール競技の開幕戦はオリンピック全競技のトップを切って開催される予定であります。野球並びにソフトボール競技の関係者や関係団体等はもとより、あづま総合体育館前広場に展示されていたオリンピックシンボル大型花壇の草花を心を込めて大切に育てた地元福島明成高校の生徒たちの姿を見るにつけても、今まで積み上げてきた県民の関心を再燃させ、さらにどう高めるかが一番重要なことだと考えております。

そこで、県は東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成にどのような取り組みでいくのかお尋ねをいたします。

次に、福島空港の活用促進についてであります。

福島空港をはじめ地方空港の定期路線については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、県境をまたぐ移動自粛要請により大きな打撃を受けております。

福島空港の伊丹線は四往復のうち三往復、札幌線は一往復の全面運休が続いておりましたが、三か月ぶりの七月二十二日に新千歳空港路線、また伊丹空港路線は一往復二便が再開され、同慶の至りであります。感染拡大の影響で福島空港の利用者は激減しており、県は六月定例会において福島空港を使用している二社に対し、その施設料を支援する方針を示したところであります。

福島空港は、さきの代表質問で同じ会派の宗方議員が申し上げたとおり、持続可能な広域交通の社会基盤として生活物資の輸送や人員の輸送に大きな役割を果たしており、また防災拠点としても重要なインフラでもあり、福島空港の新たな価値を見だし、その活用対策が望まれているところであります。

そこで、県は福島空港の国内定期路線の活用促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

次に、中心市街地の活性化についてであります。

中心市街地の空き家、空き店舗は人口規模にかかわらず多くの問題を抱えており、その利活用が進まない理由として、土地、建物の解体、改修費用や賃料の負担によるコスト要因、土地の権利関係の複雑さや所有者の不在、不明等による地権者要因、中心市街地自体のニーズ低下による要因が指摘されております。

これらの問題を解決するためには、各地域におけるその実情を詳細に調査分析して、遊休不動産を再生するための新たなリノベーションまちづくり事業などを展開し、地域を挙げてその必要性と利活用される仕組みを構築

する必要がありと考える、今福島県にとって中心市街地の空き店舗等の対策は重要な課題の一つと考えております。

そこで、県は中心市街地の活性化に向け、空き店舗等対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

次に、犯罪被害者等の支援についてであります。

昨年、福島県の刑法犯認知件数は九千四百十六件で、一昨年よりも八百六十一件減少しており、関係各位の御努力に対しまして敬意を表したいと思えます。

しかしながら、今年に入って私の地元である田村署管内において交通事故を装った悪質極まりない犯罪が発生してしまい、二名の貴い命が奪われてしまいました。

犯罪は、被害者ばかりでなく、その家族の精神面や経済面にも大きな影響や負担が及んできます。その犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成十六年に犯罪被害者等基本法が成立されました。

犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有しており、犯罪被害者等の二次被害防止、安全確保や居住、雇用の安定など、犯罪被害者等の視点に立ってその具体的な支援をする必要があります。

そこで、県は犯罪被害者等の支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後に、なりすまし詐欺の被害防止についてであります。

県警察のホームページによると、令和二年上半期の県内におけるなりすまし詐欺を含めた特殊詐欺事件の発生件数は七十一件で、被害額は一億一千万円にも及ぶとの内容を目にしました。これは、前年同時期比較で、発生件数で六件、被害額で百三十一万円の増加となっております。このほかに

も、被害までは至らないものの、不審電話なども発生しており、今後も効果的な対策が望まれます。

なりすまし詐欺は、言葉巧みに両親や祖父母が子供や孫を心配する気持ちや日本人特有の他人のことを疑わずに信じるといった古きよき日本文化までを逆手に取り、高齢者からお金をだまし取る悪質極まりない犯罪であり、あらゆる手段、方法を活用して撃退し、壊滅していただきたいと考えております。

そこで、高齢者のなりすまし詐欺の被害防止について、県警察の取組をお尋ねいたします。

結びに、新型コロナウイルスが終息し、世界経済が動き、人々に普通の生活が戻ることを心から願って質問を終わります。御清聴ありがとうございます。(拍手)

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）三瓶議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に係る新しい生活様式の定着については、感染のリスクが常に身近にあるウィズコロナの状況が続く中、感染拡大を防止しながら社会活動、経済活動を維持回復していくためには大変重要な取組であると考えております。

このため、私から県民の皆さんに対し、マスクの着用や手洗いなどの手指消毒、人と人との距離の確保、三つの密の回避といった新しい生活様式の徹底、継続を直接呼びかけるとともに、事業者の皆さんに対しては、感染拡大予防ガイドラインの点検と見直し、それに基づく対策の徹底をお願いしているところであります。

また、より多くの皆さんに周知するため、県内の民放テレビ局が共同して



新しい生活様式を紹介するCMを制作し、放映しているほか、新聞やラジオ、インターネットなど様々なメディアを活用して広報を展開するなど、一層の定着に向けた情報発信を行っております。

県民の皆さんお一人お一人の実践を通じて、あらゆる場面で新しい生活様式が定着するよう引き続き力を尽くしてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

行政のデジタル化の推進につきましては、新内閣においてデジタル庁の創設をはじめデジタル技術の積極的な導入の方針が示されており、県としてもウィズコロナの時代に不可欠と考えております。

このため、市町村のデジタル化の支援に当たっては、既存の事業を検証しつつ、新しい生活様式への対応など、市町村が抱える課題のデジタル技術を活用した解決策の提案や財政支援等にきめ細かく取り組んでまいります。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

犯罪被害者等の支援につきましては、犯罪被害に遭われた方々やその御家族が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう支援していくことが重要と考えております。

このため、ふくしま被害者支援センター、警察、市町村等と緊密な連携を図り、被害の状況に応じた相談、医療費等の助成、県営住宅の優先入居などの支援を実施しており、今後は全国の先進事例の調査や関係団体との意見交換を行いながら、さらなる支援の充実について検討してまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る医師の確保につきましては、県立医科大学医学部の入学定員増や地域枠の設定、修学資金の貸与枠の拡大など様々な取組を行ってまいりました。

今年度は、本年三月に策定した医師確保計画に基づき、専門医研修を行う病院が実施する県外から指導医等を招聘する活動への支援を新たに開始したところであり、引き続き育成、招聘、定着に総合的に取り組み、地域医療を担う医師の確保に努めてまいります。

次に、医療機関の機器整備につきましては、国の財源を活用し、感染者等の受入れ病床を確保する医療機関に対して、人工呼吸器や人工心肺装置、いわゆるエクモ等の整備について助成を行っております。

今後は、さらに超音波画像診断装置や血液浄化装置など高度医療向け設備の整備支援を行うこととしており、引き続き必要な医療の確保に向け医療機関の機器整備を支援してまいります。

（商工労働部長宮村安治君登壇）

◎商工労働部長（宮村安治君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた働き方改革につきましては、長時間労働の是正や在宅勤務の導入など、昨年度から拡充して進めてきた取組をより加速化することがウイズコロナの時代に求められる働き方の促進につながることから、働き方改革支援奨励金等、既存の事業を活用することなどにより、新しい生活様式に対応した県内企業の働き方改革を支援してまいります。

次に、空き店舗等対策につきましては、これまでふくしまりノベーションまちづくり推進事業により、創業したいという志を持つ方の育成に取り組みとともに、家賃補助なども実施してまいりました。

今年度からは、店舗所有者と創業者の個々のニーズに速やかに応えられる

よう、専門家を派遣することによって推進を図るなど、リノベーションによる空き店舗等の活用を促進することで市町村等と共に中心市街地の活性化に取り組んでまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた県産農林水産物の販売促進につきましても、感染拡大後においても売上げが好調なオンラインストアを活用した販路拡大のほか、生産の現場と大消費地の卸売市場をリモートで結んだトップセールスなど、創意工夫を重ねながら新たな取組を実践してまいりました。

今後とも、量販店におけるフェアや産地見学会、商談会等を新しい生活様式に即して実施するなど、県産農林水産物の販売促進を図ってまいります。

（文化スポーツ局長野地 誠君登壇）

◎文化スポーツ局長（野地 誠君）お答えいたします。

東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成につきましては、野球・ソフトボール競技の本県開催をPRする動画の配信に加え、競技会場となるあづま球場においてプロ野球選手会と連携したイベントを開催するほか、新たな実施日程が発表された聖火リレーのトーチを来月から県内各地で巡回展示するなど、市町村や関係団体と連携し、感染症対策を行いながらしっかりと取り組んでまいります。

（観光交流局長國分 守君登壇）

◎観光交流局長（國分 守君）お答えいたします。

福島空港の国内定期路線の活用促進につきましては、サーモグラフィの設置など安全・安心対策を講じるとともに、ビジネス利用を促進するキャンペーンなどに取り組んでいるところであります。

今後も感染症対策を徹底しながら、航空会社と連携した広報キャンペーンやレンタカー付旅行商品の造成支援、旅行会社に対する広告支援などにより国内定期路線の活用促進を図ってまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による公立小中学校の学習の遅れにつきまして、先月末に行った調査においては、夏季休業の短縮等により、約六五％の学校が例年と変わらない進捗まで回復しており、残りの学校も一か月程度の遅れとなっていることから、年度末までには遅れを取り戻せるものと見込んでおります。

今後は、研修会等において効果的な授業の進め方を広く周知するとともに、丁寧な指導にも配慮しつつ学びの保障に努めてまいります。

次に、来年度の県立高校入学選抜につきましては、受験生の不安を払拭し、公平性を確保した上で実施することが重要であります。

このため、全教科で学力検査の出題範囲から中学三年生最後の学習分野を中心に除外するとともに、特色選抜において大会の実績や取得した資格のみで出願要件を限定しないなどの方針を定めたところであります。

今後は、中学校への説明を通して生徒に確実に周知し、安心して受験に臨むことができるよう努めてまいります。

（警察本部長和田 薫君登壇）

◎警察本部長（和田 薫君）お答えいたします。

高齢者のなりすまし詐欺の被害防止につきましても、被害の発生状況を踏まえ、様々な媒体を通じた広報啓発を行っているほか、警告機能がついた電話録音装置の無償貸出しや留守番電話機能の活用促進などの対策を進めてまいります。

あわせて、金融機関をはじめとする関係機関・団体と連携して被害の拡大防止を図るなどの取組を行っており、引き続き高齢者の被害防止に向けた総合的な対策の推進に努めてまいります。